性的マイノリティってなに？

好きになる相手が異性のみではない、又は、自分が生まれた時の性と自分の性別をどう思っているか、が異なる人です。

性的指向

L Lesbian｜レズビアン
女性をスキになる女性

G Gay｜ゲイ
男性をスキになる男性


北九州市
人権の約束事運動
マスコットキャラクター
モモマルくん

B Bisexual｜バイセクシュアル
同性も異性もスキになる人

性自認

T Transgender｜トランスジェンダー
生まれた時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる／生きたいと思う人

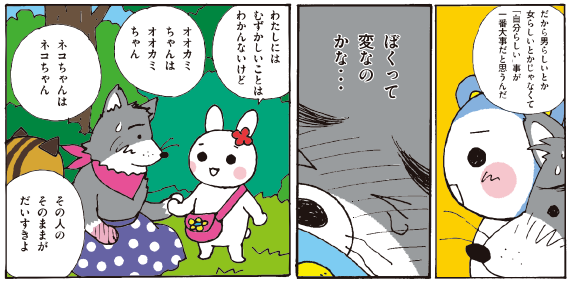
Q Questioning｜クエスチョニング
性的指向や性自認がわからないと感じている人

Queer｜クィア
多様な性のあり方を包括的に表す言葉

LGBTQは上の５つの頭文字で、**性的マイノリティを表す言葉の１つ**として使われています。

また、これに「＋」を付け加えてアセクシャル（誰もスキにならない人）など、様々な性のあり方をもつ人々を含めた「LGBTQ＋」という言葉もあります。

これらは、個人の趣味や一過性のものではなく、本人の意思で変えられるものでもありません。



性的マイノリティに関する相談窓口
（無料）

人権相談（人権推進センター）
人権に関する相談に、専門の相談員が応じます。
☎093-562-5088
［月～金曜日：午前8時 30 分～午後5時］（祝日、休日、年末年始を除く）

性別不合 に関する相談（精神保健福祉センター）
性別不合に関する知識や医療機関等の情報を提供します。
☎093-522-8729
［毎月第1・第3水曜日　午前9時～正午］（祝日、休日、年末年始を除く）

よりそいホットライン セクシュアルマイノリティ専門ライン（一般社団法人 社会的包摂サポートセンター）
セクシュアリティに関わる悩み、困りごとについてお聞きします。
☎0120-279-338［24時間フリーダイヤル］
※ガイダンスが流れたら、４を押すとつながります。

ふくおかレインボーホットライン（福岡県が専門相談員に委託して実施）（福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課）
性的指向や性自認に関する悩みや不安などの相談に
専門の相談員が応じます。
☎090-7493-3487
［毎月第1・第3火曜日　午後5時から午後9時まで］

弁護士によるLGBTQ電話相談（福岡県弁護士会）
法律的な問題、その他困りごとなどについて、
弁護士が無料で電話相談に応じます。
☎070-7655-1698
［第2木曜日・第4土曜日　正午～午後4時］

こころと生き方の一般相談（男女共同参画センター・ムーブ）
こころに抱えた悩みに、相談員が耳を傾けます。
☎093-583-3331
［火～日曜日：午前9時 30 分～午後5時］（祝日、休日、所内整理日、年末年始を除く）

性別による人権侵害相談（男女共同参画センター・ムーブ）
DV やセクハラなど性別をめぐる差別的取り扱いや
人権侵害についての相談窓口です。
☎093-583-3663
［火～日曜日：午前9時 30 分～午後5時］（祝日、休日、所内整理日、年末年始を除く）

自殺予防こころの相談電話（精神保健福祉センター）
自殺を含む、こころの悩みなどをご相談ください。
☎093-522-0874
［月～金曜日：午前9時～午後5時］（祝日、休日、年末年始を除く）

R7.4.1 現在　　法務省委託事業



性的マイノリティを知る「らしさ」ってなんだろう？
～多様性を認め合う社会へ～



※人権研修入門資料「モモマルくんと考えよう！スペシャルＬＧＢＴ編」より抜粋

北九州市人権推進センター

性って色々あるの？らしさって何？

世の中には、男性と女性がいて、男性は男性らしく女性は女性らしく振舞い、思春期になったら 異性を好きになり、結婚し家庭を作ることが「自然」「当たり前」と、あなたは考えていませんか？

しぐさや言葉づかい、好きになる性別など、**「性のあり方」は、人の数だけのバリエーションがあり、個人の尊厳に関わる大切なものです。**

性の4要素

- **生物学的性**
 生まれた時の性
- **性自認**
 自分の性別を自分でどう思うか？
- **性的指向**
 どういった人を好きになるか？
- **性表現**
 服装、しぐさ、言葉づかいなど

参考

SOGI（ソジ）

SOGIは「性的指向」（Sexual Orientation）と「性自認」（Gender Identity）の頭文字を組み合わせた言葉で、あらゆる「性」のあり方を表す言葉として、国際的によく使われています。



みんな、それぞれの「普通」を受け入れ、
お互いに認めあう社会にしましょう！

性的マイノリティの人たちは どんなことに悩んでいるの？

自分の性的指向や自認する性を表に出せないことで、日常生活を送る上で多くの不安を抱えています。

- 男らしさ、女らしさを求められる
- 家族や友人など周囲に理解してもらえるかが不安で相談できない
- 恋愛や結婚の話をされたくない
- トイレや更衣室などの男女別の施設を利用できない
- 性的マイノリティであることを理由にいじめやハラスメントを受ける
- やりたい趣味やスポーツ、仕事を選べない
- 申請書類に記入必須の性別欄がある
- 各種証明書類に自認する性ではない性が記載されている

友人や家族などから「カミングアウト」されたら？

性的マイノリティ当事者であることを自らそれを誰かに打ち明けることを**「カミングアウト」**といいます。

- あなたを信頼して勇気をもって打ち明けてくれたことをよく考え、まずはじっくり耳を傾け、相手の思いを受け止めましょう。
- アウティング防止のためにも、誰と誰に伝えているのか、本人に確認しましょう。

アウティングに注意!!

本人の同意なしに、その人の秘密を他人にもらすことを**「アウティング」**といいます。

アウティングは重大な人権侵害です
絶対にしてはいけません

多様性を認め合う社会へ

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が令和5年6月23日に施行されました。

性的指向や性自認などに対する周りの無理解や偏見によって、悩み苦しんでいる人がいます。また、年齢に関係なく、性のあり方が人と違うことで悩む人もいます。

私たち一人一人が性の多様性への理解を深め、互いに価値観や個性の違いを認め合うことが大切です。誰もが自分らしく、安心して暮らせる北九州市にしていきましょう。

まずは知ることからはじめませんか？

北九州市人権推進センターでは、性的マイノリティに関する書籍やCD・DVDの貸し出しを行っています。

また、人権問題をモモマルくんと一緒に考える動画を制作しており、人権推進センターのYouTubeチャンネルでも視聴できます。

人権啓発動画「モモマルくんと考えよう！」LGBT編はコチラから

お問合せ先
北九州市人権推進センター人権文化推進課
電話：093-562-5010

北九州市パートナーシップ宣誓制度

一方又は双方が性的マイノリティである２人が、互いを人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力することを、**市長に対し宣誓する制度**です。法的に婚姻と同等の効果はありませんが、価値観や個性の違い、多様性を認め、当事者の生き方を後押しする制度です。詳しくは、HPをご覧ください。宣誓したカップルには「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付します。

北九州市HP